

2024年6月14日

大阪市教育委員会
教育長 多田 勝哉 様

Democracy for Teachers and Children
～「君が代」調教やめて～（略称 D-TaC）
共同世話人 松田幹雄

卒業式と「君が代」指導にかかわる質問

私たちは、現在の卒業式と「君が代」指導のあり方が、子どもの権利条約に反するものと考え、これまでも改善を求めて教育委員会や学校に要請を行ってきました。この度は、以下について質問いたします。

1. 卒業式について

(1) 学習指導要領の特別活動の中の儀式的行事について

学習指導要領の特別活動の中の儀式的行事では「厳粛」であることが規定されていますが、この規定の理由は何ですか。大日本帝国憲法下の学校儀式は、天皇のため、国のために尽くす皇国臣民の育成を目的としたものでした。そのために厳粛さが重視されていましたが、その反省の下に制定された日本国憲法の下では、卒業式に厳粛さを求めるべきではないと考えます。教育委員会の見解を求めます。

(2) 卒業証書授与式という呼び方について

卒業式を卒業証書授与式と称している学校がありますが、それは許されるという見解ですか。その理由についても明らかにしてください。また、卒業式を卒業証書授与式と呼んでいる学校は、何を根拠としているのでしょうか。教育委員会の見解を示してください。

2. 「君が代」指導について

(1) 「君が代」指導にかかわって、大阪市教委は、学習指導要領にない「君が代」の歴史は教えるべきではないという見解ですか。

(参考資料:2024.3.1 週刊金曜日記事の本庄一帆総括指導主事のコメント 2022.8.30 文科省交渉時の文科省竹野健太初等中等教育局教育課程課企画調査係長の回答)

(2)子どもの権利条約 12 条、13 条、14 条からすると、「君が代」の歴史や歌詞の意味の変遷について、正しく情報提供しない場合は子どもの権利条約違反になるのではないですか。また、「君が代」を起立・斉唱したくないと申し出た児童・生徒に対して、卒業式の成功や周囲の人の迷惑等を理由として、起立・斉唱を迫る行為は子どもの権利条約違反だと思いますが、見解を求めます。

以上